

2026 年度 地域における新人向け教育訓練に係る支援金事業 交付要綱

（目的・趣旨）

第1条 建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：一般財団法人建設業振興基金。以下「事務局」という。）は、建設業の持続的な担い手の確保、人材育成及び離職防止を推進するとともに、新人を対象とする全国的な教育訓練体系の構築を目指し、地域における各団体の先導的な取組を促進し、その成果を広く他職種及び他地域に展開するため、建設業団体等が実施する新人向け教育訓練に対し、予算の範囲内において、地域における新人向け教育訓練に係る支援金（以下「本支援金」という。）を交付するものとする。

（支援対象訓練）

第2条 本支援金の対象となる教育訓練（以下「対象訓練」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）対象訓練の受講開始日時点において、建設業への入職後おおむね3年以内の建設業技能者又は技術者等（外国人材を含む。）を対象とすること。
- （2）原則として実技を伴う体系的なOFF-JTであり、支援対象期間内に実施する訓練時間が100時間以上であること。
- （3）技能者のキャリア形成の可視化及び業界全体の人材育成基盤の強化を図るため、訓練参加者及びその所属事業者による建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用（所属事業者の事業者登録及び訓練参加者の技能者登録（詳細型登録））を原則とすること。

（支援対象団体）

第3条 本支援金の対象となる団体は、対象訓練を実施する団体等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、教育訓練の実施を主たる事業として営む営利企業等は、対象としない。

- （1）建設産業人材確保・育成推進協議会の構成団体
- （2）登録基幹技能者制度推進協議会の構成団体
- （3）一般財団法人建設業振興基金に拠出している団体
- （4）建設関連職種を対象とした認定職業訓練を実施する団体
- （5）一般社団法人建設技能人材機構の正会員
- （6）前各号に掲げる団体の構成団体若しくは地域連合組織又は複数の建設企業、建設業団体等が共同で設立若しくは運営する教育訓練組織であって、教育訓練事業を実施している団体等
- （7）その他、事務局が特に認める団体等

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、対象訓練の延べ受講時間数に、受講者1人1時間当たり1,300円を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に、訓練実施団体の管理費相当額として、当該算定額の15%を加算する。

- 3 支援金の額は、対象訓練の実施に要する経費のうち、手引きに定める対象となる経費の合計額（以下「対象事業費」という。）から、他の助成金等、受講料その他の収入を差し引いた額を超えないものとし、かつ、1 団体当たり 200 万円を上限とする。
- 4 訓練期間が複数年度にわたる対象訓練についても、支援対象とする。ただし、前項に規定する 1 団体当たり 200 万円の上限額は、訓練がわたる年度数で除して得た額とする。
- 5 前各項の規定により算定した支援金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請）

第 5 条 本支援金の交付を受けようとする団体は、手引きに定めるところにより、所定の申請書類を事務局に提出しなければならない。

- 2 申請できる対象訓練は、1 団体につき 1 コースとする。

（審査及び交付予定上限額の決定）

第 6 条 事務局は、申請団体が第 3 条に規定する団体に該当し、かつ、実施する教育訓練が第 2 条に規定する対象訓練に該当するかを審査するとともに、第 4 条の規定に基づく支援金申請額の算定及び収支計画が適切であるかを審査する。

- 2 事務局は、前項の審査結果及び予算の状況を踏まえ、交付予定上限額を決定する。この場合において、交付予定上限額は支援金申請額を下回ることがある。
- 3 事務局は、申請団体に審査結果を通知するものとし、交付予定上限額を決定した団体には、その額を併せて通知するものとする。

（募集期間等）

第 7 条 本支援金の交付に係る募集、審査及び交付予定上限額の決定時期は、次の各号のとおりとする。

- （1）公募期間 2026 年 9 月 28 日から 10 月 23 日まで
- （2）審査期間 2026 年 10 月から 11 月まで
- （3）交付予定上限額の決定 2026 年 11 月下旬（予定）

（支援対象期間）

第 8 条 支援対象期間は、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の期間内に実施された対象訓練は、募集開始前に実施されたものであっても、遡って支援対象とする。

（実績報告）

第 9 条 交付予定上限額の決定を受けた団体は、支援対象期間終了後、2027 年 4 月 15 日から同年 5 月 24 日までに、次の各号に掲げる書類その他手引きに定める必要な書類等を事務局に提出しなければならない。

- (1) 支援対象訓練実績報告書
- (2) 訓練実施日報
- (3) 受講者及び所属事業者の一覧
- (4) 訓練の実施状況を確認できる写真
- (5) 支援金算定書
- (6) 収支実績書及び他の助成金等の実績状況
- (7) その他事務局が必要と認める書類

(支援金額の確定、交付決定及び支払い)

第10条 事務局は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、第4条の規定に基づき、交付予定上限額を上限として支援金額を確定し、支援金の交付決定を行う。ただし、他の助成金等の額が未確定の場合は、当該助成金等の額が確定した後に、支援金額を確定し、交付決定を行うものとする。

2 支援金は、前項の交付決定後、所定の支援金請求書の提出を受けて支払うものとする。

(調査等への協力)

第11条 支援金の交付決定を受けた団体は、事務局が対象訓練の実施状況及び成果並びに本支援金の交付を契機とした教育訓練その他の取組の実施状況等を把握するために行う調査、ヒアリングその他の確認に協力しなければならない。

2 前項の団体は、事務局から前項の確認に必要な資料の提出又は説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(交付予定上限額の決定等の取消し及び支援金の返還)

第12条 事務局は、交付予定上限額の決定を受けた団体が法令、本要綱若しくは手引き等に違反したとき、又は提出書類に虚偽の記載その他不正の事実があると判断したときは、交付予定上限額の決定その他支援金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 事務局は、前項の規定により取消しを行った場合、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、当該団体は、事務局が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

(その他)

第13条 本要綱に定めるもののほか、本支援金の交付に関し必要な事項は、手引き及び様式集に定めるほか、必要に応じて事務局が別に定める。